

京都大学の講座、学科目、研究部門等に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略)                      (東南アジア研究所)                      第39条 (略)</p>	<p>(東南アジア研究所)                      第39条 (同左)  <u>(iPS細胞研究所)</u>                      第40条 <u>iPS細胞研究所に、次に掲げる研究部門等を置く。</u>                      初期化機構研究部門、増殖分化機構研究部門、                      臨床応用研究部門、規制科学部門                      附則                      この規程は、平成22年4月1日から施行する。</p>